

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「健全な企業活動を通じて、お客様、株主、従業員、地域社会の期待に応え豊かさや夢を実現する」との経営理念に基づき、企業としての社会的責務を果たすためにはコーポレート・ガバナンスの確立が経営の最も重要な課題のひとつであると認識し、コーポレート・ガバナンスの強化・充実にに向けた施策を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外取締役を1名選任しています。独立社外取締役は1名ではありますが、独立した立場から取締役会等の場において積極的に発言するとともに、経営陣・監査役等と頻りに意見交換を行っており、経営に対する監督機能・助言機能を十分に果たしています。従って、現時点では複数名の社外取締役を選任する必要性はないものと考えています。ただし、今後の経営環境の変化に備え、中長期的に社外取締役を増員する検討を進めていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

当社では、安定的な取引関係の維持、安定的・継続的な資金調達や当社の持続的成長の観点から中長期的な企業価値の向上に資する目的により株式を保有しています。政策保有株のうち、上場株式については、定期的に保有の合理性を検証し、取締役会へ報告することとしています。

(2) 議決権行使に関する基本方針

当社は、原則として全ての政策保有株式について議決権行使を行います。また、適切な議決権行使に当たっては、株式保有方針や株式価値の向上に資するかどうか等の観点に基づいて判断を行っています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引に対して取引条件の妥当性を確保し会社や株主共同の利益を害することのないよう、社内諸規程において取引条件の確認を含む決裁の手続きを整備しています。なお、取締役の競業取引及び取締役会社間の取引は取締役会の決議事項としています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 企業理念や経営理念、中期経営計画を当社ホームページ、有価証券報告書等にて開示しています。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書にて開示しています。

(iii) 取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において各取締役へ配分するものとし、その配分は役位、貢献度等を勘案して会長・社長が内容を検討し取締役会で決定しています。なお、企業の成長に向けたインセンティブを強めるため、取締役(社外取締役は任意)は、月額報酬のうち一定金額以上を役員持株会への拠出により当社株式の取得に充てることとしています。

(iv) 取締役候補の指名については、的確かつ迅速な意思決定、業務執行の監視および会社の各機能と各事業をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より会長・社長が検討し取締役会で決定しています。

(v) 社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しています。取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を示しています。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割、経営陣に対する委任の範囲の明確化】

当社では、取締役会で審議・決定する事項を取締役会規程に定め、法令・定款・取締役会規程に従って取締役会を運営しています。また、経営陣は、法令・定款・取締役会規程等に基づき、取引・業務の規模や性質に応じて定めた職務権限規程及び稟議規程等に従って、取締役会で決定された経営の基本方針及び経営計画に即して業務執行を行っています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の独立性判断基準については、東京証券取引所が定める基準に準じています。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、当社の企業価値向上に適した、社内外での事業経験・能力を有する業務執行取締役と、経営の監督にふさわしい識見を有する社外取締役で構成され、定款で取締役の人数を15名以内としています。取締役選任については、性別・年齢・国籍等を問わず、取締役会での意思決定に参画するにあたり必要とされる能力・知識・経験を有することを基準として会長・社長が候補者を選定し取締役会に付議し、取締役会で決定しています。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の役員兼任状況】

役員の上場会社の役員の兼任状況については、有価証券報告書等で開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会の実効性に関する分析および評価を2016年より実施しております。当社では、全ての取締役および監査役を対象に取締役会の構成、審議内容、運営方法、情報提供、報酬体系等の評価に関して調査を行い、集計結果を取りまとめた上で取締役会で議論を行いました。その結果、取締役会の実効性は確保されていると判断しております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役・監査役として期待される役割・責務を適切に果たすことを目的として、それに係る理解を深めるための必要な知識の習得機会の提供・斡旋を行います。取締役・監査役に対しては、主として第三者機関主催の研修受講の利用機会を提供し、その費用を会社が負担するほか、社外取締役・社外監査役には当事業の知識を深めるための現場見学・説明等の機会を設けます。また、専門家によるコンプライアンスに関する研修会を年1回以上行います。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR担当役員を選任するとともに、業務部経営企画グループをIR担当部署とし、株主から取材対応の申し込みがあった場合には対応しています。

また、株主との建設的な対話を促進するため以下の取り組みを行っております。

- (i) IR担当部署である業務部経営企画グループを主管する役員をIR担当役員に選任することで、有機的な連携に努めています。
- (ii) 各部門のIRに関連する情報については、月1回の部長連絡会のほか、必要に応じて会議を開催し共有を密にしています。
- (iii) 株主・機関投資家・アナリスト向けに半期毎に決算説明会を開催し、社長自ら説明を行っています。加えて個人投資家向けに適宜会社説会を行っており充実を図っています。
- (iv) IR活動及びそのフィードバック及び株主移動等の情報については、取締役会へ報告を行い、取締役や監査役との情報共有を図っています。
- (v) インサイダー取引防止に関する社内規程を定め、インサイダー情報の管理徹底に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,406,000	7.92
明治安田生命保険相互会社	1,604,000	5.28
東京海上日動火災保険株式会社	1,604,000	5.28
東京建物株式会社	1,603,000	5.27
株式会社みずほ銀行	1,253,000	4.12
大成建設株式会社	1,252,000	4.12
安田不動産株式会社	1,020,840	3.36
株式会社中央倉庫	982,000	3.23
ヒューリック株式会社	963,400	3.17
MSIP CLIENT SECURITIES	740,000	2.43

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 倉庫・運輸関連業

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15名
 定款上の取締役の任期 1年
 取締役会の議長 社長
 取締役の人数 15名
 社外取締役の選任状況 選任している
 社外取締役の人数 1名
 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山野 岳義	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山野 岳義	○	—	国家公務員及び弁護士としての豊富な経験・知見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任した。 なお、当該者は株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、当該者を独立役員として指定した。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している
 定款上の監査役の員数 5名

監査役の人数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、効率的な監査を行うため監査計画について意見交換を行うとともに、監査結果に関する定期的な打合せを行っております。その他、必要に応じて随時情報を交換し、相互の連携を保っております。

監査役及び内部監査部門(「内部監査室」)は、効率的な監査を行うため監査計画について意見交換を行うとともに、監査結果に関する定期的な打合せを行っております。その他、必要に応じて随時情報を交換し、相互の連携を保っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)														
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m		
米田 彰	他の会社の出身者												△			
藤岡 正男	他の会社の出身者								△				△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米田 彰	○	——	株式会社損害保険ジャパン(現損害保険ジャパン日本興亜株式会社)常務執行役員他の要職を歴任し、人格、識見ともに高く、当社の業務執行に対して客観的な立場から適切な監査を行う上で、当社監査役として適任と判断したことによる。 なお、当該者は株式会社東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから、当該者を独立役員として指定した。
藤岡 正男		——	株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)常務取締役他の要職を歴任し、人格、識見ともに高く、当社の業務執行に対して客観的な立場から適切な監査を行う上で、当社監査役として適任と判断したことによる。

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 その他

該当項目に関する補足説明

職責及び業績の寄与度に応じて取締役への報酬等を決めております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年3月期の取締役及び監査役の報酬については以下の通りであります。

取締役：16名、当事業年度支給額 283百万円

監査役：6名、当事業年度支給額 61百万円

合計：22名、当事業年度支給額 344百万円

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第147回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記のほか、平成20年6月26日開催の第140回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額の未払残高が、取締役4名に対し38百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役の報酬額は、平成20年6月26日開催の第140回定時株主総会において、年額460百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないこととする)と決議いただいております。
2. 取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において各取締役へ配分するものとし、その配分は役位、貢献度等を勘案して取締役会で決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役並びに社外監査役を含む監査役に対して取締役及び使用人から報告するための体制については、以下の通りであります。

- (1) 取締役は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれのあるときは、社外取締役及び監査役に報告する。
- (2) 社外取締役及び監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議及び委員会に出席し又は付議事項の説明を受け関係資料を閲覧するとともに、必要あるときは意見を述べることができる。
- (3) 社外取締役及び監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧できる。
- (4) 取締役及び使用人は、社外取締役又は監査役の求めに応じて業務執行状況の報告を行う。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は社内取締役14名と社外取締役1名の合計15名で構成されております。取締役会は、原則として月一回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。また、全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、社長以下の役付取締役で常務会を組織しております。常務会は、原則として週一回開催し、経営に関する重要事項を協議するとともに取締役会決議事項の細目の処理を検討し、あわせて社長の業務執行を補佐しております。

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名からなり、原則月1回開催され、監査に関する重要事項について報告を受け又は決議しております。監査役は、当社及び関係会社に対し計画的かつ積極的な監査を実施しており、取締役会をはじめとする重要な会議への出席及び代表取締役との意見交換等を通じて経営監視機能の実効性を高めております。なお、監査役監査を支える人材については、監査役会の要請に応じ、内部監査室所属の使用人のうち必要な人員を任命することになっております。

内部監査については、社長直轄の内部監査部門として内部監査室を設置しております。内部監査室は当社グループの資産の保全並びに経営の合理化及び効率向上に資することを目的として、当社及び関係会社の業務が法令及び社内諸規程等に従い適正かつ有効に運用・統制されているかを調査し、その結果を社長及び関係部門の長に報告しております。

会計監査については、新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任しております。新日本有限責任監査法人は、当社及び関係会社を対象として、会社法監査及び金融商品取引法監査を行っております。また、内部監査室、監査役及び会計監査人は監査計画及び監査結果に関する定期的な打合せを含め、必要に応じて随時情報交換を行い相互の連携を保っております。

平成28年3月期において業務を執行した公認会計士は、以下の通りであります。

・新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員：秋山 賢一、甘楽 眞明
監査補助者：公認会計士等29名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、当社の現状を勘案し監査役設置会社として取締役の職務執行の監督、監査の体制を整えるとともに、内部統制システムの基本的な考え方に基づきその充実を図っております。経営監視機能の客観性及び中立性の観点においては、当社の監査役会は4名の監査役のうち2名が社外監査役で構成されるとともに、計画的・積極的監査が実行されかつ取締役会をはじめとする重要会議及び代表取締役社長との意見交換等において監査役から積極的に発言が行われている等、チェック体制が整っていると考えております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送 法定発送期日5営業日前に発送。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催 年1回開催(時期については適宜) あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 年2回開催(原則として5月及び11月) あり

IR資料のホームページ掲載 IRに関するURL: <http://www.yasuda-soko.co.jp/ir/index.html>

IRに関する部署(担当者)の設置
IR担当部署: 業務部経営企画グループ
IR担当役員: 常務取締役 佐藤一成
IR担当事務連絡責任者: 取締役業務部長 小川 一成

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 経営理念及び企業行動憲章において規定

環境保全活動、CSR活動等の実施 環境管理の国際規格ISO14001の認証を取得済み

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社における内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下の通りであります。

- (1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役及び使用人を含めた行動規範として企業行動憲章及び社員行動指針を定め、その周知徹底を図る。
 - b. 取締役の職務執行は、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、監査役の監査対象となる。
 - c. 取締役及び使用人の職務執行に係わるコンプライアンスについて通報相談を受ける通報相談窓口を設ける。
 - (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書管理規程等に従い適切に保存及び管理を行う。
 - (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社グループの事業推進に係わる損失の危険(以下、リスクという。)の管理に関しては、リスク管理規程、組織規程、職務権限規程及び関係会社管理規程並びに営業管理規程等の諸規程に従い、各部門の長がそれぞれの部門に関するリスクの管理を行うとともに、業務部がリスク管理の統括を行う。各部門の長は、リスク管理委員会、物流事業推進会議、不動産事業推進会議及び常務会等を通じて、定期的にリスクの管理状況を取締役へ報告する。
 - b. 個々のリスクに関しては、各分野においてリスク管理を行う委員会を以下の通り設置し、リスク管理施策の徹底を図る。
 - (a) コンプライアンスに関するリスク コンプライアンス委員会
 - (b) 情報セキュリティに関するリスク ISO推進委員会
 - (c) 品質・環境に関するリスク ISO推進委員会
 - (d) 顧客満足に関するリスク CS向上委員会
 - (e) 安全衛生に関するリスク 中央安全衛生委員会
 - (f) 自然災害に関するリスク 防災委員会
 - (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は原則として月一回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、社長以下の役付取締役で常務会を組織する。常務会は取締役会の付議事項を協議するとともに、取締役会決議事項の細目の処理を検討し、あわせて社長の業務執行を補佐する。
 - b. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程及び稟議規程等においてそれぞれの責任者、その責任及び執行手続きの詳細について定める。
 - c. 目標の明確な付与を通して競争力の強化を図るために、中期経営計画を策定するとともに、全社及び各部署の年度業績目標を予算として編成し、予算に基づく業績管理を行う。月次の業績については、取締役会並びに物流事業推進会議及び不動産事業推進会議で討議する。
 - (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役及び使用人を含めた行動規範として企業行動憲章及び社員行動指針を定め、その周知徹底を図る。
 - b. コンプライアンス推進のため社長を委員長とするコンプライアンス委員会を取締役会の直属組織として設置し、コンプライアンスの啓蒙を図る。
 - c. 業務運営の適正化を図るため、すべての部署を対象として内部監査室が定期的に内部監査を実施する。内部監査の結果は社長及び関係各部署に報告される。
 - d. 取締役及び使用人の職務執行に係わるコンプライアンスについて通報相談を受ける通報相談窓口を設ける。また、当該窓口担当は通報相談の状況について、適時、監査役に報告する。
 - (6) グループ会社の業務の適正を確保するための体制
 - a. 企業行動憲章及び社員行動指針を当社グループ全体に適用する規範として定め、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図る。
 - b. グループ各社の経営管理については、関係会社管理規程において関係会社の統轄部及び担当部を定め、グループ会社は重大な損失を与える事項を含む経営の重要事項について担当部に適時報告を行う。
 - c. 当社は、グループ全体の中期経営計画を策定するとともに、グループ会社の年度業績目標を予算として編成し、予算に基づく業績管理を行う。また、この中でグループ会社の役割・課題を明確にし、グループ全体として企業価値の向上を図る。
 - d. 当社は、当社の社長、取締役、監査役及びグループ会社社長が出席するグループ会社社長会・物流事業推進会議・不動産事業推進会議を定期的に開催し、グループ会社社長から報告を受け又当社からの連絡事項を伝達するなど連結統治の強化を図る。
 - e. 当社は、グループ会社の業務運営の適正化を図るため、グループ会社を対象として当社内部監査室が内部監査を実施し、その結果は当社社長及び関係各部署に報告する。
 - f. グループ会社の取締役及び使用人の職務執行に係るコンプライアンスについて、当社が直接に通報相談を受ける窓口を設ける。
 - (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
 - a. 監査役を補助すべき使用人は、監査役会の要請に応じ、内部監査室所属の使用人のうち必要な人員を任命する。当該使用人は使用人業務に対し監査役の指揮命令を優先させる。
 - b. 監査役を補助すべき使用人の任命、評価及び異動は、監査役会の意見を事前に求め、これを尊重する。
 - (8) 当社の監査役への報告に関する体制
 - a. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
 - (a) 取締役は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれのあるときは、監査役に報告する。
 - (b) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議及び委員会に出席し又は付議事項の説明を受け関係資料を閲覧できる。
 - (c) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧できる。
 - (d) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて業務執行状況の報告を行う。
 - (e) 当該報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止する。
 - b. グループ会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
 - (a) グループ会社の取締役は、当社又はグループ会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれのあるときは、当社の監査役に報告する。
 - (b) グループ会社の取締役及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - (c) グループ会社の通報相談制度の担当部署は、グループ会社の取締役及び使用人からの通報相談の状況について、当社の通報相談窓口担当部を通じて、適時、当社の監査役に報告する。
 - (d) 当該報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、グループ会社に周知徹底する。
- (9) 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の処理に関する事項
当社は、当社の監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (10) その他当社の監査役がその職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - a. 監査役と社長との定期的な意見交換の機会を設ける。
 - b. 内部監査室は監査役との連携を保ち、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- (11) 反社会的勢力を排除するための体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力及び団体による不当要求事案等の発生時は、総務人事部を対応統括部署とし、警察等関係機関とも連携し対応する。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの構築を行うとともに、その整備状況及び運用状況を継続的に評価し必要な改善を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は以下の通りであります。

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。

また、反社会的勢力及び団体による不当要求事案等の発生時は、総務人事部を対応統括部署とし、警察等関係機関とも連携し対応する。

